

別添利用料金表（1割負担分）

R6.6～

・介護保険・第一号事業支給費適用サービス

- ※ 介護保険からの給付額または、第一号事業支給費に変更があった場合は、変更額に合わせて利用者負担額を変更させていただきます。
- ※ 要介護認定申請中にサービスをご利用され、その後要介護状態区分が自立（非該当）及び事業対象者に該当しないと判定された場合には、要介護1に準ずる利用料の全額をお支払いいただきます。また、給付制限等がある場合にも、利用料の全額をいったんお支払いいただきます。給付制限等が解除された場合には、自己負担額を除いた金額が介護保険から払い戻される場合があります（償還払い）。償還払いとなる場合、保険給付・第一号事業支給費の申請を行うために必要な「サービス提供証明書」を交付します。
- ※ 厚生労働省が定める方法によって端数処理を行う関係上、実際のご請求額とは若干の差異が生じる場合があります。

☆通所介護（1日当り）

サービス提供時間	2時間以上 3時間未満		3時間以上 4時間未満		4時間以上 5時間未満		5時間以上 6時間未満		6時間以上 7時間未満		7時間以上 8時間未満	
	利用料	利用者負担額										
要介護1	2831円	284円	3866円	387円	4054円	406円	5956円	596円	6102円	611円	6876円	688円
要介護2	3239円	324円	4420円	442円	4639円	464円	7032円	704円	7200円	720円	8119円	812円
要介護3	3667円	367円	5005円	501円	5245円	525円	8119円	812円	8318円	832円	9405円	941円
要介護4	4096円	410円	5569円	557円	5852円	586円	9196円	920円	9415円	942円	10690円	1070円
要介護5	4503円	451円	6144円	615円	6447円	645円	10282円	1029円	10533円	1054円	11996円	1200円

	利用料	利用者負担額
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	229円	23円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	188円	19円
中重度者ケア体制加算	470円	47円
科学的介護推進体制加算	418円	42円／月
ADL維持等加算（Ⅰ）	313円	32円／月
ADL維持等加算（Ⅱ）	627円	63円／月

サービス提供体制（Ⅰ）…介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が70%以上、または勤務年数10年以上の介護福祉士の割合が25%以上であること

サービス提供体制（Ⅱ）…介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が50%以上であること

中重度者ケア体制加算 …要介護 3、4、5 の利用者の割合が 30%以上であり、受け入れ体制を整えていること  
 科学的介護推進体制加算…利用者ごとに ADL の評価に基づいた基本的な情報を、厚生労働省に提出し、フィードバックを受けることで、日々のサービス提供の質を上げていくための体制加算。  
 ADL 維持等加算…自立支援等に効果的な取り組みを行い、利用者の ADL を良好に維持・改善した割合が一定以上となった場合に加算を行うものです。

	利用者負担額
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	※

※1ヶ月の利用料金の9.2%が加算されます。

	利用者負担額
送迎減算	-50円(片道)

※職員が送迎に関与しない方が対象となります。

選択サービス（利用毎）

	利用料	利用者負担額
入浴介助加算（Ⅰ）	418円	42円
若年性認知症利用者受入加算	627円	63円

☆枚方市：予防通所事業 / 寝屋川市：通所型サービス（現行相当）（1月当り）

	基本料金		サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
要支援1 事業対象者	18789円	1879円	919円	92円	752円	76円
要支援2 (週1回程度)	18789円	1879円	919円	92円	752円	76円
要支援2	37839円	3784円	1839円	184円	1504円	151円

※要支援2（週1回程度）は予防通所事業対象者のみとなります。

※サービス提供体制（Ⅰ）…介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が70%以上または勤務年数10年以上の介護福祉士の割合が25%以上であること

※サービス提供体制（Ⅱ）…介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が50%以上であること

	利用料	利用者負担額
科学的介護推進体制加算	418 円	42 円

科学的介護推進体制加算…利用者ごとに ADL の評価に基づいた基本的な情報を、厚生労働省に提出し、フィードバックを受けることで、日々のサービス提供の質を上げていくための体制加算。

	利用者負担額
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	※

※1 ヶ月の利用料金の 9.2% が加算されます。

	利用者負担額
送迎減算	-50 円（片道）

※職員が送迎に関与しない方が対象となります。

#### 選択サービス（1 月当り）

	利用料	利用者負担額
若年性認知症利用者受入加算	2508 円	251 円

○枚方市予防通所事業/寝屋川市通所型サービス（現行相当）の利用料金は 1 ヶ月毎の定額制になっています。但し以下の場合、例外的に日割り計算になる場合があります。

- 1 月途中で要介護から要支援、又は要支援から要介護に変更になった場合
- 2 月途中で契約を開始（解除）した場合 など

#### 介護保険適用外サービス（その他の費用）

食事料金	700 円（1 食当り）
尿取りパット・フラット式紙オムツ	50 円（1 枚）
リハビリパンツ・テープ式パンツ	150 円（1 枚）
行事参加費	実費

○経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容について、変更を行なう 1 ヶ月前までに文章にてご連絡させていただきます。

別添利用料金表（2割・3割負担分）

R6.6～

・介護保険・第一号事業支給費適用サービス

- ※ 介護保険からの給付額または、第一号事業支給費に変更があった場合は、変更額に合わせて利用者負担額を変更させていただきます。
- ※ 要介護認定申請中にサービスをご利用され、その後要介護状態区分が自立（非該当）及び事業対象者に該当しないと判定された場合には、要介護1に準ずる利用料の全額をお支払いいただきます。また、給付制限等がある場合にも、利用料の全額をいったんお支払いいただきます。給付制限等が解除された場合には、自己負担額を除いた金額が介護保険から払い戻される場合があります（償還払い）。償還払いとなる場合、保険給付・第一号事業支給費の申請を行うために必要な「サービス提供証明書」を交付します。
- ※ 厚生労働省が定める方法によって端数処理を行う関係上、実際のご請求額とは若干の差異が生じる場合があります。

☆通所介護（1日当り）

< 2割負担 >

サービス提供時間	2時間以上 3時間未満		3時間以上 4時間未満		4時間以上 5時間未満		5時間以上 6時間未満		6時間以上 7時間未満		7時間以上 8時間未満	
	利用料	利用者負担額										
要介護1	2831円	567円	3866円	774円	4054円	811円	5956円	1192円	6102円	1221円	6876円	1376円
要介護2	3239円	648円	4420円	884円	4639円	928円	7032円	1407円	7200円	1440円	8119円	1624円
要介護3	3667円	734円	5005円	1001円	5245円	1049円	8119円	1624円	8318円	1664円	9405円	1881円
要介護4	4096円	820円	5569円	1114円	5852円	1171円	9196円	1840円	9415円	1883円	10690円	2138円
要介護5	4503円	901円	6144円	1229円	6447円	1290円	10282円	2057円	10533円	2107円	11996円	2400円

< 3割負担 >

サービス提供時間	2時間以上 3時間未満		3時間以上 4時間未満		4時間以上 5時間未満		5時間以上 6時間未満		6時間以上 7時間未満		7時間以上 8時間未満	
	利用料	利用者負担額										
要介護1	2831円	850円	3866円	1160円	4054円	1217円	5956円	1787円	6102円	1831円	6876円	2063円
要介護2	3239円	972円	4420円	1326円	4639円	1392円	7032円	2110円	7200円	2160円	8119円	2436円
要介護3	3667円	1101円	5005円	1502円	5245円	1574円	8119円	2436円	8318円	2496円	9405円	2822円
要介護4	4096円	1229円	5569円	1671円	5852円	1756円	9196円	2759円	9415円	2825円	10690円	3207円
要介護5	4503円	1351円	6144円	1844円	6447円	1935円	10282円	3085円	10533円	3160円	11996円	3599円

	利用料	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	229 円	46 円	69 円
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	188 円	38 円	57 円
中重度者ケア体制加算	470 円	94 円	141 円
科学的介護推進体制加算	418 円	84 円/月	126 円/月
ADL 維持等加算 (Ⅰ)	313 円	63 円/月	94 円/月
ADL 維持等加算 (Ⅱ)	627 円	126 円/月	189 円/月

サービス提供体制 (Ⅰ) …介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が 70%以上、または勤務年数 10 年以上の介護福祉士の割合が 25%以上であること

サービス提供体制 (Ⅱ) …介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が 50%以上であり、受け入れ体制を整えていること

中重度者ケア体制加算 …要介護 3、4、5 の利用者の割合が 30%以上であり、受け入れ体制を整えていること

科学的介護推進体制加算…利用者ごとに ADL の評価に基づいた基本的な情報を、厚生労働省に提出し、フィードバックを受けることで、日々のサービス提供の質を高めていくための体制加算。

ADL 維持等加算…自立支援等に効果的な取り組みを行い、利用者の ADL を良好に維持・改善した割合が一定以上となった場合に加算を行うものです。

	利用者負担額
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	※

※1 ヶ月の利用料金の 9.2%が加算されます。

	利用者負担額	
	2割	3割
送迎減算	-99 円 (片道)	-148 円 (片道)

※職員が送迎に関与しない方が対象となります。

選択サービス (利用毎)

	利用料	利用者負担額	
		2割	3割
入浴介助加算 (Ⅰ)	418 円	84 円	126 円
若年性認知症利用者受入加算	627 円	126 円	189 円

☆枚方市：予防通所事業 / 寝屋川市：通所型サービス（現行相当）（1月当り）

< 2割負担 > ※要支援2（週1回程度）は予防通所事業対象者のみとなります。

	基本料金		サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）		サービス提供体制 強化加算（Ⅱ）	
	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額
要支援1 事業対象者	18789円	3758円	919円	184円	752円	151円
要支援2 （週1回程度）	18789円	3758円	919円	184円	752円	151円
要支援2	37839円	7568円	1839円	368円	1504円	301円

※要支援2（週1回程度）は予防通所事業対象者のみとなります。

※サービス提供体制（Ⅰ）…介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が70%以上または勤務年数10年以上の介護福祉士の割合が25%以上であること

※サービス提供体制（Ⅱ）…介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が50%以上であること

< 3割負担 > ※要支援2（週1回程度）は予防通所事業対象者のみとなります。

	基本料金		サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）		サービス提供体制 強化加算（Ⅱ）	
	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額
要支援1 事業対象者	18789円	5637円	919円	276円	752円	226円
要支援2 （週1回程度）	18789円	5637円	919円	276円	752円	226円
要支援2	37839円	11352円	1839円	552円	1504円	452円

※< 2割負担 >と同様

	利用料	利用者負担額	
		2割	3割
科学的介護推進体制加算	418円	84円	126円

科学的介護推進体制加算…利用者ごとにADLの評価に基づいた基本的な情報を、厚生労働省に提出し、フィードバックを受けることで、日々のサービス提供の質を高めていくための体制加算。

	利用者負担額
介護職員等処遇改善加算	※

※1ヶ月の利用料金の9.2%が加算されます。

	利用者負担額	
	2割	3割
送迎減算	-99円(片道)	-148円(片道)

※職員が送迎に関与しない方が対象となります。

#### 選択サービス(1月当たり)

	利用料	利用者負担額	
		2割	3割
若年性認知症利用者受入加算	2508円	502円	753円

○枚方市予防通所事業/寝屋川市通所型サービス(現行相当)の利用料金は1ヶ月毎の定額制になっています。但し以下の場合、例外的に日割り計算になる場合があります。

- 1 月途中で要介護から要支援、又は要支援から要介護に変更になった場合
- 2 月途中で契約を開始(解除)した場合 など

#### 介護保険適用外サービス(その他の費用)

食事料金	700円(1食当たり)
尿取りパット・フラット式紙オムツ	50円(1枚)
リハビリパンツ・テープ式パンツ	150円(1枚)
行事参加費	実費

○経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容について、変更を行なう1ヶ月前までに文章にてご連絡させていただきます。